

上下水道事業の管理者の権限を行う市長に対する事務委任規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第26号

上下水道事業の管理者の権限を行う市長に対する事務委任規則を廃止する規則

上下水道事業の管理者の権限を行う市長に対する事務委任規則（平成25年 3 月天理市規則第21号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。